

28 案要項に據り急務現行保険法を改正する必要がある。

実行方法

右要項に基き中央執行委員会に於て改正法律案を作成し議案提出のたりに切
力すること。

健康保険法改正案要項

- 一、被保険者の範囲を拡張し一切の被保者に及ぼすこと（臨時準備制度の法文を削除し何人も被保険者たるを得ること）（現行法第十七条の改正）
- 二、給付の範囲を拡大し死亡の際に於ける労働能力は遺族の扶助料をも加へて医療給付は被保険者の家族に及ぼすこと（法第一條）
- 三、公務員、私産の区別並保険料の金額は事業主の負担にすること（法第七條、第十二條）
- 四、医療制度の不備は現行健康保険法実施上最も非難の多い点である。故にこれに先づ是を改革の爲に要する費用は国家及び事業主の負担にすること。即ち、
A. 政府補助金一人当り五円総額一千万円以上を支出すること。
B. 事業主の負担を増強すること。

五、被保険者の資格を拡大し、現行法に於ては、労働者として被保険者たる地位を認め、
六、被保険者の資格を拡大し、現行法に於ては、労働者として被保険者たる地位を認め、
七、被保険者の資格を拡大し、現行法に於ては、労働者として被保険者たる地位を認め、
八、被保険者の資格を拡大し、現行法に於ては、労働者として被保険者たる地位を認め、
九、被保険者の資格を拡大し、現行法に於ては、労働者として被保険者たる地位を認め、
（施行令第三十六條）

- 一〇、通理の手続、殊に金使受取手続を簡易にすること。
 - 一一、保険給付の百八十日の限度を撤廃すること。（法第四十七條）
- 健康保険法改正三件ヲ施行令及施行細則制定ニ關スル場合ニ対スル附
帯條件
- 一、勅令ノ政令ハ労働保険制度ニ沿ハスルノ制度ナルガ改正相違金ノ組織ヲ
改メバシ。